北広島市新庁舎建設基本計画(案) 概要版

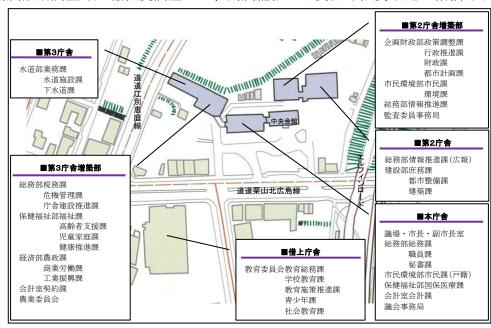
新庁舎建設の必要性と意義

■現庁舎の現状《本編 4P~5P》

現本庁舎は、昭和43年の町制施行時に建設されました。その後、昭和45年以降の急速な人口の増加と都市化により行政需要が増大し、昭和49年に第2庁舎、昭和54年に第3庁舎を建設し、昭和58年には第2庁舎、平成3年には第3庁舎をそれぞれ増築して現在に至っていますが、図に示すとおり、庁舎が6箇所に分散しているため、分かりにくく、市民の利便性を損なう状況となっています。

また、現本庁舎は建設後 40 年以上が経過しており、建物はもとより、設備の老朽化が進み維持管理経費も増大しています。

さらに、耐震診断調査や圧縮強度調査では、耐震補強の必要性や強度不足が指摘されています。



■新庁舎建設の必要性と意義《本編 5P~9P》

本市はこれまで人口の急増による都市化への対応や住環境の整備、教育や福祉施策の充実、市民により身近なコミュニティ施設の整備などを優先して行ってきました。

現庁舎はその間に老朽化が進み、同時に多くの問題点を抱えており、市議会においても様々な観点から議論がなされてきたところです。

これらの問題点の根本的な解決は、応急措置

①庁舎の分散による市 民サービス機能の低下

②庁舎の狭隘化、複雑 化による市民サービス 機能の低下

③庁舎の老朽化による 安全性の低下

④維持管理経費の増大

現状の問題点

⑤ユニバーサルデザインに関する問題

⑥情報化への対応

⑦防災、危機管理対応 の困難性

⑧執務環境の悪化

的な対応では困難な状況となっていることから、これからのまちづくりを見据え、今後ますます多様化する行政需要に即した質の高い行政サービスを適切に提供できる環境の整備に向け、新庁舎建設を早急に進めていく必要があります。

新庁舎の役割と基本方針

■新庁舎の役割《本編 15P》

新庁舎は、行政機能の中核施設として、市民にとって親しみやすく利用しやすい施設であり、職員にとっては効率的に事務処理を行える施設であることが求められます。

また、長期的な展望に立って、その時代の社会的な課題や多様化する行政需要の変化に柔軟に対応し、災害時には情報収集や復旧・復興活動の拠点として市民の安心、安全な暮らしを支える役割を担います。

さらに、省エネルギー対策等により環境へ配慮するとともに、市の顔となる施設として、まちづくりに果たす役割が期待されます。

■基本方針《本編 17P~19P》

新庁舎の整備にあたっては、これまでの新庁舎建設をめぐる検討結果や基本構想を踏まえ、より 良い市民サービスの提供、効率的な行政運営等を目指します。

新庁舎建設基本計画	
基本的な考え方	具体的な考え方
(1) 市民が親しみ、利用しやすい庁舎	① 市民ニーズに対応できる利用しやすい庁舎 ② 誰もが利用しやすい、ひとにやさしい庁舎 ③ 情報発信機能を持つ庁舎
(2) 社会情勢の変化に対応できる、 長寿命で柔軟性の高い庁舎	① フレキシブルに対応できる庁舎② 維持管理しやすく長く愛される庁舎③ 高度情報化に対応する庁舎
(3) 市民の安心・安全な暮らしを 支える拠点となる庁舎	① 防災拠点としての庁舎 ② 安全性の高い庁舎 ③ セキュリティが確保された庁舎
(4) 省エネルギー対策、環境に配慮した庁舎	① 環境に対する配慮がなされた庁舎 ② 自然エネルギーを有効利用する庁舎 ③ みどり豊かなまち並みの形成に資する庁舎
(5) 市民の交流が広がる庁舎	 ① 保健センター機能 保健サービスを提供し、市民の健康づくりを支援する場となる庁舎 ② 地域子育て支援センター機能 子育て中の親子が気軽に集い、交流や育児に関する相談・援助ができる場となる庁舎 ③中央会館機能 市民の活動、交流の場となる庁舎

建設計画に関する考え方

■新庁舎の建設位置《本編 20P~22P》

新庁舎の建設位置については、現在使用している庁舎の一部を継続して活用できるなどの経済的な利点のほか、歴史的な背景、他の公共施設との位置関係、交通の利便性など、総合的な見地から検討を行った結果、庁内検討委員会が平成21年3月にまとめた「新庁舎の検討結果報告書」及び基本構想において、現庁舎敷地が適地であるとしたところです。

計画地である現庁舎敷地は、敷地の東側及び北側でそれぞれ道道江別恵庭線、道道栗山北広島線 に接し、周辺は中小の商業施設の立地集積があり、概ね商業・業務系の土地利用地域となっていま す。また、JR北広島駅からエルフィンロードを介したルートや、バス停留所から比較的近くアク セスが容易な場所となっています。

なお、今後については、周辺地域の活性化など、まちづくりの観点から、庁舎敷地に隣接する民 有地の取得の必要性について引き続き検討する必要があります。

■新庁舎の建設規模《本編 23P~24P》

新庁舎は今後長期間にわたって使用していく公共施設であり、また、市のシンボル性を有すると ともに、防災拠点や市民交流の機能などを担わなければならない市民や市にとって大切な施設です。 このことから、庁舎にどのような機能を持たせるかは重要なポイントであり、それは庁舎の規模 にも影響を与えるものでもあります。

基本構想では、総務省「地方債事業費算定基準」など4パターンに基づき建設面積の算定を行い ましたが、基本計画では、さらに庁舎に導入する機能の面からも検証を行うとともに、行政規模が 同程度の市庁舎の事例も参考にしながら、新庁舎に必要な建設規模を検討した結果、以下の増加要 素も踏まえ、新庁舎の建設規模を9,000 ㎡から10,000 ㎡とします。

①地域子育て支援センター機能、中央会館機能の新庁舎への集約化

基本構想では、地域子育て支援センターと中央会館の取扱いについて明確にしていませんでした が、本計画の「第2章 新庁舎の役割と基本方針」で地域子育て支援センターと中央会館の必要性 や役割について検証し、建設経費や敷地の有効利用の面などから、新庁舎に地域子育て支援センタ 一、中央会館の機能を組込み、集約化することとします。

②市民機能スペースの充実

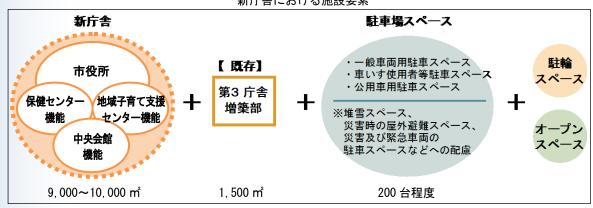
本市と行政規模が同程度の市庁舎の事例を検証すると、ロビー、窓口をはじめ、授乳室、キッズ スペース、売店などの市民利便施設などのスペースの充実が、市民のサービス満足度につながって いる傾向があることから、新庁舎建設にあたっては市民機能スペースの拡充を図ることとします。

③第3庁舎増築部分の活用

基本構想では第3 庁舎増築部分について、市民サービスを行う執務スペースとしての活用を図る こととしていましたが、さらに検証を行ったところ、ユニバーサルデザインに対応するためのエレ ベーターの設置やトイレの改修など大規模な改修が必要であり、その費用が多額になることから、 費用対効果が低いものと判断しました。

このため、当初第3庁舎で考えていた執務スペース分を新庁舎に加えることとします。

なお、第3庁舎増築部分については、現在、分散している書庫、倉庫、事務機室、ロッカー室、 職員休憩室など、改修費用を最小限に抑えることができる、市民と直接関わりのない用途に使用す ることを基本に検討します。



新庁舎における施設要素

■施設配置《本編 25P~26P》

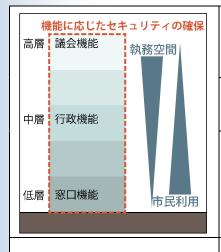
新庁舎の建設にあたっては、現庁舎敷地の中でできる限り現在の庁舎機能を維持させながら整備する計画とします。

施設配置については、様々なケースを検討してきましたが、具体的な配置計画については次の点を考慮して今後の基本設計の中で行っていくこととします。

施設配置計画にあたって考慮すべき事項

- ・現在の庁舎機能を極力維持させながら新庁舎の建設を進めます。
- ・ 庁舎機能や駐車場などの施設機能が効率的な 施設配置計画とします。
- ・敷地の高低差を考慮した効率的で機能的なグランドデザインとします。
- ・第3庁舎増築部分を残した配置計画とします。

配置の基本的な考え方



共通事項

【高層階】

- ・議会機能:議会の独立性を保った上で、市民の利便性やセキュリティの 確保を考慮して配置
- ・日常的な窓口機能を有しない部署を中心とした執務室

【中層階】

- ・行政機能や防災機能を担う部署
- ・ 重要な情報通信機能や非常用設備等

【低層階】

- ・窓口機能を中心に市民の利用頻度の高い部署
- ・交流スペース、情報発信スペース等市民利用に係る施設
- ・税の申告相談や期日前投票などにも利用できる多目的会議室の設置を 検討
- ・保健センター機能、地域子育て支援センター機能、中央会館機能
- ・セキュリティの確保や動線分離の観点などから、市民の利用空間と執 務空間を区分した配置
- ・エレベーター及び階段の配置への配慮

事業費及び財源

■事業費《本編 40P~41P》

新庁舎の建設規模を 9,000 ㎡から 10,000 ㎡と想定すると、設計、建築、外構、解体を含めた事業費は約 35 億円から 45 億円と見込まれ、さらに備品、機器類の移設・更新、引越し等を含めた全体の事業費は、今後予定されている消費税の引き上げ(平成 26 年 4 月から 8%、平成 27 年 10 月から 10%) も見込むと、約 40 億円から 50 億円と想定されます。

■財源《本編 41P》

新庁舎建設に当たっては、その財源として地方債を活用し整備していきますが、建設年次の一時 負担や後年次の公債費負担の軽減を図るため、庁舎建設基金(平成24年度末現在高見込み:12億 2千万円)も活用していきます。

また、その他の財源確保のための方策として国庫補助金等の活用も引き続き検討していきます。

実現方策

■事業手法の方針《本編 42P~44P》

一般的に採用されている事業手法として、直営方式、PFI方式、リース方式があります。

各手法を課題も含め比較検討した結果、事業費の縮減や支出の平準化とともに、現庁舎の耐震強度の低下により早期に新庁舎整備を行う必要があることや、設計段階で市の考えや市民の意見が反映されやすいこと、地元企業の参入がしやすいこと、将来の社会情勢に柔軟に対応できることなどから、総合的に勘案すると直営方式に優位性があるものと判断し、直営方式により事業を行うこととします。

■設計者の選定方法《本編 45P》

設計者の選定については、①選定過程の透明性、客観性を確保できること、②提案内容をはじめ 応募者の資質や能力も含めて審査できること、③これらに加え応募に要する費用なども勘案し、総 合的な観点から検討いたしました。

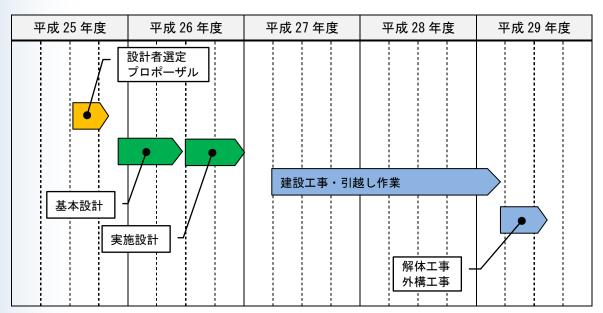
検討にあたっては、競争入札方式、プロポーザル方式、コンペ方式について比較検討を行い、事業の透明性、公平性の確保、設計段階での柔軟性、市民等の意見反映等を考慮し、プロポーザル方式を採用します。

プロポーザル方式とは

建築設計を委託する上で、最も適した「設計者(人)」を選ぶものであり、技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めたプロポーザル(提案書)の提出を求め、公正に評価して設計を委託すべき適任者を選ぶ方式です。これに対し、コンペ方式は設計競技であり、「設計案」そのものの良否を検討して選ぶ方式です。

■建設スケジュール《本編 46P》

新庁舎建設の事業スケジュールについては、次のように想定します。



※ 補助金の関係等から事業スケジュールに一部変更が生じる場合もあります。

編集・発行:北広島市総務部庁舎建設推進課 〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1 電話 011-372-3311 FAX 011-372-0888 ホームページ http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/

